

排出事業者(電池販売事業者等)様へ

- ・排出事業者として一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)に使用済自動車用鉛蓄電池の回収を希望する場合、予め次の承諾書を回収依頼の担当責任者が確認した上で、①承諾日～⑨メールアドレスに記入・押印の上、SBRAに「承諾書」をFAXでご提出ください。
- ・合わせて、SBRAのホームページから「排出事業者の登録」をしてください。「排出事業者の登録」と「承諾書」の確認をもって「排出事業者登録」が完了いたします。(インターネット環境がない場合はSBRAにお問合せください。)

●本承諾書は	再提出分(事業者ID:)
●本承諾書FAX時点の排出事業者登録の状況	並行してインターネットから排出事業者登録をする(した)。 インターネット環境がなく排出事業者登録届けもFAXをする(した)。

←該当のものに
"✓"を記入

※システムからの申請はお済でしょうか?

「使用済自動車用鉛蓄電池の排出事業者」としてバッテリー回収依頼の際の

《 使用済自動車用鉛蓄電池回収のための承諾書 》

一般社団法人 鉛蓄電池再資源化協会(SBRA) 殿

排出事業者として使用済自動車用鉛蓄電池(二輪車用鉛蓄電池を含む、以下「使用済バッテリー」という)の回収を希望するにあたり、下記1項から8項を承諾します。

① 承諾日	20 年 月 日	② 年間排出個数(見込み)	() 個	※ 記入
③ 排出事業者名称			印	※ 記入・押印
④ 排出事業者の所在地	〒 -			※ 記入
⑤ 代表者				※ 記入
⑥ ご担当者		⑦ 電話番号		※ 記入
⑧ FAX番号		⑨ メールアドレス		※ 記入

記

1. 広域認定制度

一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会(以下「SBRA」という)は、環境大臣より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の9及び第15条4の3の第1項に基づく「広域認定」を取得している。
・産業廃棄物広域認定番号 第216号、一般廃棄物広域認定番号 平成24年 第4号

2. 回収対象電池

対象電池は使用済バッテリーとし、年間の排出個数(見込み)は上記表②のとおりである。なお、各々の回収依頼における引取個数は、収集運搬事業者(以下「回収事業者」という)が、SBRA所定のリサイクル管理票に記載した個数とする。また、管理票ごとの処理量はSBRAが指定する委託事業者の計量重量とし、処理終了と共にSBRAから通知する。

3. 収集運搬(回収)及び解体処理

SBRAは、収集運搬及び解体処理について、広域認定で認定された各々専門の事業者へ委託するものとし、その事業者名称、所在地等はSBRA所定のリサイクル管理票に記載する。

4. 費用

回収費用及び解体処理費用はSBRAが負担するものとし、排出事業者からは費用を徴収しない。

5. 回収依頼の手順

回収依頼は、原則としてインターネットでSBRAのホームページの「管理票情報システム」回収依頼画面により行うものとする。排出事業者は、次の事項を遵守して、回収依頼を行う。

- ①回収依頼の個数は、原則として自動車用は25個、二輪車用は50個以上とし、双方ある場合はどちらかを満足していれば可とする。但し、両者は区分して保管をする。
- ②回収依頼するものは使用済バッテリーとし、それ以外のものは混入させない。万が一、混入させ、SBRAの委託業務に支障を生じ費用が発生した場合、排出事業者はその費用を負うものとする。また、使用済バッテリー以外の混入によりSBRAの委託業務に支障を生じる恐れがある場合は引取りを拒むことが出来るものとする。
- ③回収依頼する使用済バッテリーに「破損バッテリー」を含む場合は、必ず回収事業者へ告知する。
- ④使用済バッテリーはショート(短絡)させないようにする。
- ⑤回収依頼した個数に不足が生じないように使用済バッテリーの盗難防止を行う。
- ⑥回収事業者が回収に赴いた際に発行した「リサイクル管理票A票」は控えとして5年間保存する。

6. 使用済バッテリーの所有権

使用済バッテリーを回収事業者へ引渡した時点で、使用済バッテリーの所有権はSBRAに移ったものとし、回収依頼の取消しはできないものとする。

7. 排出事業者の登録取消し・変更

- ①排出事業者が登録の取消し又は変更をしたい場合は、SBRAに届け出るものとし、届出をもって登録の取消し又は変更を行う。なお、取消し前に回収依頼のあったものはSBRAで処理を行う。
- ②排出事業者が、反社会的勢力との関与が認められた時は、排出事業者の登録取消しを行う。なお、取消し前に回収依頼のあったものはSBRAで処理を行う。

8. 回収依頼の進捗管理等

回収依頼したものの進捗管理(処理完了報告を含む)等については、排出事業者がSBRAの管理票情報システムで管理票交付番号別に確認するか、SBRAに問合せするものとする。 以上